

令和4年度第2回愛知県医療審議会 議事録

○開催日時 令和5年3月29日（水） 午後2時から午後3時まで

○開催場所 愛知県自治センター 6階 第602・603会議室

○出席委員

岩田委員（藤田医科大学医学部長）、大賀委員（愛知県立大学准教授）、木村委員（名古屋大学医学部長）、清井委員（名古屋大学教授）、三浦委員（愛知県看護協会会長）、伊藤委員（愛知県病院協会会長）、鶴飼委員（愛知県医療法人協会会長）、内堀委員（愛知県歯科医師会会長）、相村委員（愛知県歯科医師会副会長）、谷口委員（愛知県公立病院会会長）、野田委員（愛知県医師会副会長）、柵木委員（愛知県医師会会長）、森委員（愛知県精神科病院協会副会長）、浅見委員（愛知県地域活動連絡協議会理事）、小澤委員（愛知県国民健康保険団体連合会専務理事）、佐藤委員（愛知県医療ソーシャルワーカー協会副会長）、山田委員（愛知県地域婦人団体連絡協議会会長）、山本委員（愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会副会長）
（敬称略）

<議事録>

●開会

（愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 野田担当課長）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から「令和4年度第2回愛知県医療審議会」を開催いたします。開会にあたりまして、保健医療局の吉田局長からごあいさつを申し上げます。

●局長あいさつ

（愛知県保健医療局 吉田局長）

保健医療局長の吉田でございます。本日は大変お忙しい中、令和4年度第2回愛知県医療審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の保健医療行政に格別の御理解・御協力をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に関しましては、医療従事関係者である皆様方には大変なご苦勞をおかけしているところであり、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日は、議題としまして「愛知県医療審議会運営要領の改正の決定」を挙げさせていただきます。

また、報告事項といたしまして、各部会の審議状況について御説明させていただきます。

本日は限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い

申し上げます、開会にあたりましての私からのご挨拶とさせていただきます。

●出席者紹介

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 野田担当課長)

次に、出席者の皆様の御紹介でございますが、時間の都合がございますので、お手元の「委員名簿」及び「配席図」により、紹介に代えさせていただきますと思います。

●定数・資料の確認

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 野田担当課長)

なお、本日は委員の方18名の皆様のご出席をいただいております、定足数である委員過半数の16名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

また、本日は傍聴者が1名いらっしゃいますので、よろしく申し上げます。次に、本日の資料の確認をお願いいたします。

【「配付資料一覧表」により資料確認】

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 野田担当課長)

不足がございましたら、お申し出ください。

それでは、これから議事に入りたいと思います。以後の進行につきましては、本審議会会長 木村委員をお願いいたします。

●会長あいさつ

(木村会長)

会長の木村でございます。皆様の御協力をいただきまして、円滑な会議の運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に移る前に、本日の会議の公開・非公開について、事務局から説明してください。

●公開・非公開

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 野田担当課長)

本日の会議は「愛知県医療審議会運営要領」第3に基づき、全て公開とさせていただきますと思います。

(木村会長)

よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議は全て公開とします。

●議事録署名者指名

(木村会長)

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。署名者は「愛知県医療審議会運営要領」第4に基づき、会長が委員2名を指名することとなっております。

本日は、内堀委員と小澤委員にお願いしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

【委員承諾】

●議題

(木村会長)

それでは、議題に入りたいと思います。始めに、議題「愛知県医療審議会運営要領の改正の決定」について、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 野田担当課長)

医療計画課の野田と申します。議題「愛知県医療審議会運営要領の改正の決定について」につきまして、ご説明させていただきます。

お手元の資料1「愛知県医療審議会運営要領の改正について」をご覧ください。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

当審議会の各部会で所掌する事務につきましては、愛知県医療審議会運営要領に定めているところがございますが、今回、新たに創設される制度等を所掌する部会を定めるため、改正を行うものでございます。

資料左上の「見直しの概要(案)」をご覧ください。

令和4年12月の感染症法の改正によりまして、都道府県は、新興感染症の発生・まん延時に備え、感染症に係る医療提供体制の確保に関する数値目標を定めた上で、各医療機関の機能や役割に応じた医療措置協定を締結することとされました。数値目標の設定及び協定案の策定に当たりましては、厚生労働省令により医療審議会の意見を聴くこととされ、これら意見聴取につきまして、医療提供体制に係るものがありますことから、医療計画等医療提供体制全体を所掌する医療体制部会の所掌事務に加えるものでございます。

「1 部会の所掌事務」をご覧ください。

医療体制部会の欄にありますとおり、現行の医療計画に関すること、医療費適正化計画に関すること、地域医療連携推進法人に関すること、特定労務管理対象機関に関することに加えまして、医療措置協定に関することを所掌とする改正案となっております。

なお、運営要領の改正日につきましては、資料右「2 改正日」にございますとおり、本日付けで改正をお願いし、次回以降の医療体制部会でご審議いただきたいと考えております。

引き続きまして、担当課より制度等の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

(愛知県感染症対策局感染症対策課 矢野担当課長)

感染症対策課の矢野と申します。資料の2枚目、1-2をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、2022年12月9日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、2024年4月1日までに順次施行されます。

本改正により、国、都道府県、関係機関の連携協力により病床、外来医療、医療人材、感染症対策物資の確保の強化等の措置を講ずることとされました。

この改正を受けまして、県における主な対応の中で、案の作成にあたり医療審議会に意見を伺うこととされる事項が2つあります。

資料の右下の3の今後のスケジュールをご覧ください。表の中ほど10月の行でございますが、一つは数値目標、もう一つは協定案についてでございます。

この2点について順にご説明申し上げます。

資料は左側のページに戻っていただきまして、2(1)愛知県感染症予防計画の改正をご覧ください。

国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の改正を受けまして、愛知県感染症予防計画において、改正法に基づき記載事項を追加するとともに、病床、外来、後方支援、医療人材、検査能力等の確保について数値目標を明記することとされております。なお、予防計画の改正にあたっては、愛知県地域保健医療計画及び愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画等との整合を図ることとされております。この数値目標が、医療審議会に意見を伺う一つ目の事項でございます。主な数値目標について、国の資料を載せておりますが、コロナ対応の実績を参考にしていくとされております。詳細は、現在、厚生科学審議会感染症部会で検討が進められており、今後示されることとなっております。

次に、医療審議会に意見を伺うこととされている事項の二つ目の協定案についてでございます。

(2) 医療機関との協定の締結をご覧ください。

県は医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定(①病床②発熱外来③自宅療養者等に対する医療の提供④後方支援⑤人材派遣)を締結することになります。これにより、感染状況のフェーズごとに必要な病床数を確保するとともに、医療機関の役割分担を明確化することにより、次の感染症危機に備えようというものでございます。そこで、一つ目の数値目標を達成するために、割り振りをを行い、それにより関係医療機関と協議を行い、協定を締結することになります。医療審議会医療体制部会では、医療機関との協議に臨むための協定案について、ご意見を伺うこととなります。協定案の内容においては数値目標の割り振りが重要になると思われま

次に、感染症予防計画改正にあたり協議を行う会議、感染症連携協議会についてです。法改正により、愛知県と県内保健所設置市、その他関係機関を構成員とする愛知県感染症対策連携協議会を新たに設置することとされました。入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、情報共有のあり方等について議論・協議を行い、地域の関係機関間の連携強化を図るというものでございます。

最後に、3 今後のスケジュール予定でございます。

次期地域保健医療計画において、6 事業目に新興感染症対策が追加されますが、数値目標等同じような内容を感染症予防計画においても記載することから、医療審議会の開催スケジュールに合わせて、感染症連携協議会において協議を行い、その結果について医療体制部会でご意見を伺うよう進めてまいりたいと考えております。

今後、医療審議会医療体制部会では、次なる新興感染症に備えた医療提供体制確保のための数値目標、この目標達成のための割り振り、協定案について、ご意見を伺ってまいります。よろしく願いいたします。

(木村会長)

はい、ご説明ありがとうございます。

ただ今の案について、皆様からご意見・ご質問等いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(伊藤委員)

愛知県病院協会の伊藤でございます。

(2) 医療機関との協定の締結について、なおより以下の、公立・公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院については、医療の提供を義務付けるとございますが、国の指針では400床という制限があったと思います。

国全体の数でいうと、500病院ほど、外来でいえば1,500カ所と指標が出ていたと思いますが、今回のこの協議に関してはこの指標を取っ払って、まずゼロベースから検討するというところでよろしいでしょうか。

(愛知県感染症対策局感染症対策課 矢野担当課長)

はい、今ご質問いただきました数字につきましては、資料の右側のページ1番上のところに都道府県と医療機関の協定の仕組みというところで流行初期医療確保協定、そこに対応する医療機関が全国で約500医療機関を想定しているものでございます。

それから、協定締結医療機関（病床）というところ、丸で囲んだ協定の下のところ、協定締結医療機関は全部で約1,500医療機関を想定というふうになっております。

今のところの病床整備の考え方としまして、国ではコロナの対応の最大病床をとりあえず最初の目標として考えているということが先日晒されておりますので、そ

れを踏まえまして、公的病院、民間病院も含めてコロナ対応の最大数を取りあえずの目標として地域として本当にいいのかというのをこれから議論していく形になるかなと思います。

(伊藤委員)

ありがとうございます。

そうしますと、この必要病床を確保するためには弾力的に基準を運用していくという考え方でよろしいでしょうか。

(愛知県感染症対策局感染症対策課 矢野担当課長)

はい、こちらの方ですね、協定につきましては、病床を用意する、確保していただく医療機関と協定を結ぶ第1種協定医療機関という言葉が言われておりますけども、そちらについては、指定基準が示されております、とはいえ、必要な病床を確保するため地域の実情に応じて柔軟に対応していく、ということでやっていきたいと考えております。

(木村会長)

はい、他にはいかがでしょうか。

(相村委員)

愛知県歯科医師会、相村と申します。

最近、新興感染症時の歯科医療体制について、県の行政の方と内堀会長を筆頭とした歯科医師会の議論がなされたわけでありまして、ここの(2)の、公立・公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院の中に病院歯科が全て入っているかはっきり存じ上げないですけども、こういう新興感染症の際に、歯科の患者さんをスムーズに受け入れるために病院歯科の設置の推進を日常から推進していただくとうれしいと思っております。

開業医では限界がございますので、そういうところも含めて、日頃から危機管理体制を構築していただければと思います。

(木村会長)

はい、他にはいかがでしょうか。

確認したいことでも結構です。

●報告事項

(木村会長)

特に意見も無いようですので、本議題につきましては承認といたします。

以上で本日の議題は終了しましたので、報告事項に移りたいと思います。報告事

項「部会の審議状況について」、3つの部会の状況を一括して事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 岩下担当課長)

医務課の岩下と申します。それでは、報告事項「医療法人許認可部会」の審議状況について、説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

前回の愛知県医療審議会以降の開催状況でございますが、資料でございますとおり1回開催しております。審議内容につきましては、資料左側の表中「議題」の欄をご覧ください。2月に開催しました部会の医療法人の設立の審議件数については、内科8件・歯科6件、合計14件の審議を行っております。なお、いずれも認可が適当である旨の答申をいただいております。

資料右側の「医療法人数一覧」をご覧ください。本県における医療法人数等の状況を示してございます。上の表に、過去3か年と本年度の医療法人数の内訳をお示ししております。令和4年度(12月31日現在)の法人数の動きといたしましては、設立が56件、解散が8件、転入が2件、転出が1件、法人数は12月31日現在で2,444件となっております。最後に、特定医療法人、社会医療法人の内訳は、その下の表のとおりでございます。なお、社会医療法人の総計は12月31日現在、9法人で、前回の愛知県医療審議会からの変更はありません。

以上簡単ではありますが、医療法人許認可部会の審議状況について報告いたします。

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 野田担当課長)

医療計画課の野田と申します。報告事項「部会の審議状況について」といたしまして、医療体制部会の審議状況につきまして、御報告させていただきます。

お手元の資料3「医療体制部会の審議状況について」をご覧ください。資料1ページをご覧ください。本年度第3回目の医療体制部会を、2月15日水曜日に開催いたしました。

議題は、「①有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定」、「②病床機能再編支援交付金に対する意見の決定」、「③医療計画作成要領の決定」、「④2次医療圏設定の考え方の決定」、「⑤地域医療介護総合確保基金を活用する令和5年度県計画(素案)の決定」、以上5件の議題につきまして、ご審議いただき、5件の議題全てに了承をいただいております。

また、報告事項といたしまして、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正に伴う対応について」、「2023年度の特定制務管理対象機関の指定に係る協議について」、「愛知県地域保健医療計画の進捗状況について」、「第3期愛知県医療費適正化計画の進捗状況について」、「地域医療構想推進委員会の取組について」、「愛知県地域保健医療計画別表の更新について」、以上6件につきまして、報告させていただきます。

このうち、医療体制部会でご審議いただきました、「①有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定」、「③医療計画作成要領の決定」、「④2次医療圏設定の考え方の決定」、「⑤地域医療介護総合確保基金を活用する令和5年度県計画（素案）の決定」の4件の議題につきまして、簡単ではございますが、説明させていただきます。

「①有床診療所の病床整備計画に対する意見の決定」でございます。

資料2ページをご覧ください。資料左となります、「有床診療所の病床整備計画」でございます。①有床診療所の名称は「(仮称)東郷レディースクリニック」、②所在地は愛知郡東郷町、④標ぼう科目は、産科 婦人科でございます。開設病床数は、新規開設で、12床を増床するものでございまして、審議の結果、当該整備計画は、適当である旨の御意見をいただいております。

続きまして、「③医療計画作成要領の決定」でございます。

資料3ページをご覧ください。

令和6年度からを計画期間といたします次期医療計画の策定につきましては、昨年11月28日に開催されました第1回医療審議会におきまして諮問の上、次期医療計画の作成方針の決定につきまして御承認いただいたところでございます。

今後は、本年3月末頃、国から医療計画作成指針が示された後、具体的な見直しに取り掛かることとなりますが、見直し作業につきまして、国の作成指針を待つからとなりますと、計画策定のスケジュールが極めて厳しくなりますことから、現段階の国の情報を踏まえ、医療計画作成要領を作成し、本県関係各課及び保健所において策定を進めてまいりたいと考えております。

「1 医療計画の作成方針」でございます。医療計画の見直しに関しましては、国から「医療計画作成指針」が示され、指針に基づき作業を進める予定でございます。現在国において指針の見直しの検討が進められており、今年春には国から各都道府県に提示される予定となっておりますので、その指針を踏まえ、見直し作業を進めることといたします。次期医療計画につきまして、現行計画と大きく変わる項目といたしましては、(2)といたしまして、現在、愛知県地域保健医療計画とは別に2次医療圏ごとの「医療圏保健医療計画」を別に作成しておりますが、次期計画では、計画本文に統合し、2次医療圏ごとの医療提供体制について一項目といたします。

(3)といたしまして、国の第8次医療計画の記載事項におきまして、新興感染症発生・まん延時における医療を追加し、いわゆる5事業を6事業といたします。(8)といたしまして、医療計画の一部として策定いたしました「外来医療計画」及び「医師確保計画」につきまして、計画期間が令和5年度までとなっておりますことから、次期医療計画と同時に見直しを行います。

「2 医療計画の作成要領（案）」以降につきましては、事務的作業の記述が中心となりますので、説明は省略させていただきます。

なお、資料10ページの右から12ページにかけまして、先ほど「1 医療計画の作成方針」(2)でご説明いたしました、圏域項目につきましてイメージを作成いたし

ましたので、ご参考にしていいただければと思います。

資料 5 ページ「3 参考：次期医療計画策定スケジュール（予定）」でございます。

令和 6 年 3 月を目途に、約 1 年半かけまして医療計画の見直し作業を進めたいと存じます。

令和 5 年 2 月以降、圏域会議には医療計画策定委員会を設置させていただきたいと考えております。

7 月に素案検討、患者一日実態調査の集計を開始し、10 月には試案検討を行い、11 月には原案を決定し、1 月に関係団体への意見照会及びパブリックコメントを実施いたします。その結果を受けて、原案を修正し、令和 6 年 2 月に計画案を決定し、3 月の医療審議会におきまして答申をいただき、策定する予定としております。

続きまして、「④2 次医療圏設定の考え方の決定」でございます。資料 13 ページをご覧ください。

「1 設定の目的について」でございます。2 次医療圏は、原則として、通院医療から入院医療までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床の整備を図るための地域単位として設定する区域として、医療計画において設定するもので、本県では現在 11 の 2 次医療圏を設定しております。

「2 国における 2 次医療圏の考え方」でございますが、昨年 12 月の国の検討会の医療計画の見直し等に関する検討会におきまして、既設の二次医療圏が、入院に係る医療を提供する一体の圏域として成り立っていない場合は、その見直しについて検討することとされ、本県では東三河北部医療圏が該当しております。

東三河北部圏域保健医療福祉推進会議におきまして、医療圏の見直しに関する意見聴取を行いました。圏域としては次期医療計画における医療圏の見直しに反対との立場でございました。

資料 13 ページ右上「3 次期医療計画における 2 次医療圏の考え方（案）」をご覧ください。

東三河北部医療圏につきましては、2 次医療圏見直し基準に該当いたしますが、地理的条件等から、東三河北部圏域の意見を尊重することとし、次期医療計画においては 2 次医療圏を存続させることとしたいと考えています。

ただし、今後、流出入院患者先の東三河南部医療圏と医療提供体制に関する協議ができる場を設け、引き続き、医療圏の見直しを含め検討を行うことといたします。

したがって、次期医療計画につきましては、現行の医療計画と同じ 11 の 2 次医療圏の設定とすることといたします。

最後となりますが、「⑤地域医療介護総合確保基金を活用する令和 5 年度県計画（素案）の決定」でございます。

資料 19 ページをご覧ください。地域医療介護総合確保基金につきましては、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、県に基金を設置しており、毎年度、県の策定した計画に基づき事業を実施しております。

それでは、「2 令和 5 年度新規積立金（案）」をご覧ください。

令和5年度、県の新規積立金は、23億5,166万6千円でございます。前年度28億944万3千円に対しまして、約4億5千万円の減となっております。前年度より新規積立額が減額した理由といたしましては、国の方針変更により過去に積立てました基金を活用することによるものでございます。新規積立金の内訳につきまして、①-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業につきましては、過去に積み立てました基金を活用することから、0億円。①-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業につきましては、3.4億円、② 居宅等における医療の提供に関する事業につきましては、0.6億円、③ 医療従事者の確保に関する事業につきましては、15.9億円、④ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業につきましては、3.6億円でございます。

なお、資料の右側に主な令和5年度事業を記載させていただいております。

合計額の記載はございませんが、令和5年度は過去に積み立てた基金や執行残の活用を合わせますと、31億7,328万4千円となり、令和4年度の31億4,712万3千円と比較しますと、令和5年度は2,616万1千円の増額となっております。

資料20ページ以降につきましては、令和5年度事業の詳細となりますので、ご参考にしていただけたらと思います。

「医療体制部会の審議状況について」の報告につきましては、以上でございます。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

医務課医務グループの山本でございます。5事業等推進部会の審議状況について、御報告いたします。着座にて失礼いたします。

お手元の資料4をご覧ください。今年度の第2回5事業等推進部会は、3月22日に開催いたしまして、委員10名にご出席いただきました。議題は、「愛知県地域保健医療計画の見直し(5事業等推進部会審議事項分)について」の1件でございます。ご審議いただきましたところ、ご承認をいただきました。

また、報告事項としまして、「地域周産期母子医療センターの認定辞退について」を始めとする4件についてご報告させていただきました。

まず、議題「愛知県地域保健医療計画の見直し(5事業等推進部会審議事項分)」につきまして、資料を1枚おめくりいただき、資料の4-2及び4-3をご覧ください。

次期医療計画の策定に向けまして、本部会が所管をいたします、救急、災害、へき地、周産期、小児医療の5事業及び、在宅医療並びに医師を除く保健医療従事者の確保につきましては、国が取りまとめております「第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ」をもとに今後改正予定の国の指針等に基づき、各分野の会議において見直し作業を進めることについて、ご審議いただき、ご承認をいただきました。

続きまして、報告事項の1つ目「地域周産期母子医療センターの認定辞退について」です。

資料の4-4をご覧ください。聖霊病院から、「愛知県地域周産期母子医療センター

認定要領」第4条の規定に基づき、地域周産期母子医療センターの認定辞退の申出が行われたことから、名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議及び、愛知県周産期医療協議会において協議しました結果、申出のとおり令和5年3月31日をもって認定解除することとなりましたので、ご報告させていただいたものです。

続きまして、報告事項の2つ目、「愛知県ドクターヘリ運航体制の見直しに関する検討状況について」です。資料の4-5及び4-6をご覧ください。現在、本県では、愛知医科大学病院高度救命救急センターにおいて、ドクターヘリ運航事業を実施しておりますが、来年度中に、藤田医科大学病院に本県2機目となるドクターヘリを整備する方向で検討を進めることについて、第1回の本部会でご承認いただいております。今回の第2回本部会におきましては、その検討状況と今後の方向性について、ご報告させていただきました。

続きまして、報告事項の3つ目、「愛知県重症外傷センター（仮称）の試行運用について」です。

資料の4-7をご覧ください。第1回の本部会におきまして、本年1月から試行を開始することについて、ご審議いただき、ご承認いただきましたが、1月23日（月）から、1年間程度の予定で、「1. 試行の概要」にございますように、名古屋掖済会病院と愛知医科大学病院を試行病院として、名古屋市、海部地区、尾張東部地区において、試行運用を開始しましたので、ご報告させていただきました。

最後に、報告事項の4つ目、「5事業等における主な来年度予算」について、ご報告させていただきました。

以上で、簡単ではありますが、5事業等推進部会の審議状況に係る説明を終わります。

（木村会長）

はい、ご説明ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明について、ご質問等ありますか。

（柵木委員）

地域周産期母子医療センターについて、聖霊病院が辞退するという事で、NICU、GCUそれぞれがあって令和5年3月1日時点でNICUが6床あるということですが、これもなくすということになるのですか。

（愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐）

はい、ご認識のとおりでございます。診療報酬上の加算のNICU6床でございますけれども今月末をもってなくなるということになります。

NICUとしては不可算として残りますが24時間体制ではありませんのでそのような取扱いになると聞いております。

(柵木委員)

NICUは残っても24時間体制をやめるということはあるのですか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

はい、今も半田市の半田病院にもございますが、受入れは可能ですが、診療報酬上の加算の病床からは外れるということでございます。

(木村会長)

他にはいかがでしょうか。

3つの部会からの報告ですが何か確認したいことなどありますか。

(三浦委員)

ドクターヘリのCSなのですが、このドクターヘリの基地病院内というのはどこに設置されるのでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 関谷課長補佐)

愛知県医務課、関谷でございます。

現状、協議中ございまして、現状は未定でございます。

(木村会長)

ドクターヘリ基地病院内にCSということですが、そのCS室がどこにあるかは分かりますか。

まだ、決定していませんか。

(岩田委員)

まだ決まっていないので、未定というのが正しいと思います。

(木村会長)

ありがとうございました。

(木村会長)

はい、どうぞ。

(野田委員)

これ、今は有視界ですよ、昼間の運行ですけど、今後夜間の運行を考えた上で話でしょうか。

それとも今回は考えていないのでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 久野担当課長)

医務課、久野と申します。

ご質問ありがとうございます。

現状、検討している2機体制につきましては、夜間飛行は考えておりません。

あくまでも有視界飛行、日中での2機体制として考えております。

(野田委員)

今後もしそれはないと考えてよいのか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 久野担当課長)

元々国の方でも夜間飛行に関する議論はされております。どうしてもヘリコプター一ですので、基本は有視界飛行が原則になると思っておりますが、今は、色々、機器の発展等も進んでおり、夜間飛行に関しましても国の方で検討がされてくると思っておりますので、今後、愛知県というよりは、国の動向を踏まえた上での形になるかと思っております。

もし、夜間飛行ということになりますと、当然、ヘリに関するライトの整備ですとか、近隣住民の方への対応、24時間体制ということになりますと夜間の騒音の問題等も出てまいります。もし、今後国の全体の大きな方針として夜間もドクターヘリを活用するという議論が行われるということでありましたら、愛知県の現状を踏まえて検討することになるかと思っておりますが、現状そこまでは考えていないということで御了承いただきますようお願いいたします。

(木村会長)

他にはいかがでしょうか。

追加の質問等ございますか。

(木村会長)

以上で、本日の議題及び報告事項は全て終了しました。

折角の機会でございますので、事務局から説明のあった以外の事項について、意見等がございましたら、ご発言いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、最後に、事務局から何かありますでしょうか。

●事務連絡

(愛知県保健医療局健康医務部医療計画課 野田担当課長)

本日の会議録につきましては、後日、ご発言いただいた方に内容の確認をいただいた上で、会議冒頭で会長が指名いたしました二人の署名者にご署名いただくこととしておりますので、事務局から依頼がありましたらご協力いただきますよう、よ

ろしくお願いします。

●閉会

(木村会長)

それでは、本日の医療審議会はこれで終了します。ありがとうございました。